

○国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等実施要項

〔平成17年7月15日  
制 定〕

改正 平成18年11月20日

平成19年 8月31日

平成25年 2月14日

平成28年 3月24日

平成30年12月28日

平成31年 4月26日

令和 3年 3月18日

令和 4年 3月31日

令和 6年 3月18日

(趣旨)

第1条 この実施要項は、国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程（平成17年法人規程第10号。第5条において「規程」という。）第5条の規定に基づき、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示等に係る業務)

第2条 総務を担当する副学長（以下「副学長」という。）は、開示等に係る請求書（以下「請求書」という。）の受付、請求書に係る保有個人情報の存否及び所在の確認、関係資料の収集、開示及び不開示の決定等の業務（以下「開示等に係る業務」という。）を処理する。

2 前項の規定にかかわらず、附属病院長は、附属病院の保有個人情報の開示等に係る業務を処理する。

3 第1項の規定にかかわらず、附属学校教育局教育長は、附属学校教育局、附属学校及び理療科教員養成施設の保有個人情報の開示等に係る業務を処理する。

(保有個人情報の確認等)

第3条 副学長、附属病院長又は附属学校教育局教育長（以下「副学長等」という。）は、請求書を受理したときは、次のとおり処理するものとする。

- (1) 請求書に係る保有個人情報の存否及び所在を確認し、当該保有個人情報に係る個人情報保護管理者（附属病院に係るものについては個人情報保護担当者。次号において同じ。）を通じて存在する資料を収集する。
- (2) 請求書に係る保有個人情報に係る個人情報保護管理者に請求書の写しを送付し、当該個人情報保護管理者に請求書の内容を確認させるとともに、対応を検討させる。

(検討の結果の報告)

第4条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第6条において「法」という。）第82条、第93条及び第101条に規定する開示等の決定に当たっては、副学長等は、前条第2号に規定する検討の結果について、報告を求めるものとする。

(開示等に係る業務)

第5条 副学長等は、規程第4条第1項各号に規定する課に、開示等に係る請求書の受付を命じ

ることができるものとする。

(審査請求)

第6条 法第105条第1項柱書に規定する審査請求があったときは、副学長等が業務を処理するものとし、附属病院長及び附属学校教育局教育長は、必要に応じ、その対応状況を副学長に報告するものとする。

(様式)

第7条 保有個人情報の開示等の手続に係る様式は、別記様式第1号から別記様式第34号までとする。

附 記

この実施要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 記 (平成18年11月20日)

この実施要項は、平成18年11月20日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等実施要項は、同年11月1日から適用する。

附 記 (平成19年8月31日)

この実施要項は、平成19年9月1日から施行する。

附 記 (平成25年2月14日)

この実施要項は、平成25年2月14日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等実施要項は、平成24年7月9日から適用する。

附 記 (平成28年3月24日)

この実施要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 記 (平成30年12月28日)

この実施要項は、平成31年1月1日から施行する。

附 記 (平成31年4月26日)

この実施要項は、平成31年5月1日から施行する。

附 記 (令和3年3月18日)

この実施要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 記 (令和4年3月31日)

- 1 この実施要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この実施要項の施行の日前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第12条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における同法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、この実施要項による改正後の国立大学法人筑波大

学保有個人情報の開示等実施要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記（令和6年3月18日）

この実施要項は、令和6年3月18日から施行する。

### 保有個人情報開示請求書

国立大学法人筑波大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

#### 記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
---

3 手数料

手数料 (1件300円)	ここに領収書を貼ってください。	(請求受付印)
-----------------	-----------------	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人（未成年者又は成年被後見人である場合に限り、）又は本人の委任による代理人（任意代理人）による開示請求の場合には、法定代理人又は任意代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施の方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（窓口における開示の実施の方法、窓口における開示を希望する場合の希望日、写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は国立大学法人筑波大学の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 開示請求手数料の納付について

保有個人情報の開示請求をする場合は、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。国立大学法人筑波大学が指定する金融機関に300円を納付の上、領収証書を提出してください。現金書留又は直接現金で納付することも可能です。詳しくは、窓口を確認してください。

## 5 本人確認書類等

### (1) 窓口への来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合は、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）。ただし、個人番号通知カードは不可。）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかが分からない場合や本人確認書類の提出ができない場合は、窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

### (2) 送付による開示請求の場合

「保有個人情報開示請求書」を送付して保有個人情報の開示請求をする場合は、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、窓口事前に相談してください。

### (3) 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合は、法定代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。

任意代理人が開示請求をする場合は、任意代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を提出してください。

## 委任状

(開示請求用)

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 次の①又は②のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に對し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様

国立大学法人筑波大学

### 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

#### 記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ 部分開示とした決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

- |   |
|---|
| (1) 開示の実施の方法等   |
| (2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所<br>期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）<br>時間：<br>場所： |
| (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）   |

<本件連絡先>

筑波大学

電 話：

F A X：

e-mail：

## 1 「開示の実施の方法等」

この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

窓口における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前までには窓口が届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用の負担が必要となります。

## 2 開示決定等に係る審査請求等

この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

## 3 開示の実施について

- (1) 窓口における開示の実施を選択し、その旨を「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出た場合は、開示を受ける当日、窓口に来られる際に、この通知書をご持参ください。
- (2) 写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

## 4 本件連絡先

開示の実施の方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。



## 記載要領

### 1 「開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）」

保有個人情報が全部開示されるのか、部分開示されるのかについて該当する箇所に○をする。開示する保有個人情報については「保有個人情報開示請求書」に記載された開示請求に係る保有個人情報の名称等により特定し、開示決定（部分開示を含む。）を行った保有個人情報の名称等を正確に記載する。

### 2 「不開示とした部分とその理由」

保有個人情報の一部を不開示（部分開示）とする場合は、不開示とした部分とその理由を、できる限り具体的に記載する。

また、当該一部不開示の決定は、行政不服審査法による審査請求又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となるので、その旨を教示する。

保有個人情報の全部を開示する場合（全部開示）は「無し」と明記する。なお、この場合は、審査請求に関する教示事項は不要である。

### 3 「開示する保有個人情報の利用目的」

個人情報の保護に関する法律第17条第1項の規定に基づき特定した利用目的を記載する。なお、同法第21条第4項第1号又は第2号に該当するため利用目的を記載できない場合は、本欄に「個人情報の保護に関する法律第21条第4項第1号に該当」又は「個人情報の保護に関する法律第21条第4項第2号に該当」と記載する。

### 4 「開示の実施の方法等」

開示決定した保有個人情報について、実施することができる開示の実施の方法等を全て記載するが、「保有個人情報開示請求書」において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、その記載された方法による実施が可能か否かにより、内容を変えて記載する。

#### <記載例>

ア 「保有個人情報開示請求書」に希望する開示の実施の方法等が記載されていない場合

#### (1) 開示の実施の方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①窓口における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付、〇〇による複写
②写しの送付	準備に要する日数 日、送付に要する費用 円

イ 「保有個人情報開示請求書」において希望する実施の方法等により開示ができる場合

(1) 開示の実施の方法等

「保有個人情報開示請求書」において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施できます。この場合は、開示の実施の方法等の申出は必要ありません。

＜実施の方法＞ 閲覧 ＜実施の日時＞ ○○月○○日午後

なお、下表に記載した方法のうち「保有個人情報開示請求書」において希望された開示の実施の方法と異なる方法、(2)に記載された日時のうち都合のよい日時を選択することもできます。この場合には、希望する開示の実施の方法等を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①窓口における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付、○による複写
②写しの送付	準備に要する日数____日、送付に要する費用¥_____

ウ 「保有個人情報開示請求書」において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができるが、希望日での実施ができない場合

(1) 開示の実施の方法等

「保有個人情報開示請求書」において希望された開示の実施の方法により開示を実施できますが、ご希望の日に実施することはできません。「(2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載された日時から、都合のよい日時を選択して申し出てください。

＜実施の方法＞ 閲覧 ＜希望された実施の日時＞ ○○月○○日午後

＜実施できない理由＞ 今後、開示の実施の方法等に係る申出等の手続が必要であり、○○月○○日には間に合わないため。

なお、開示の実施の方法についても、下表に記載された方法のうち「保有個人情報開示請求書」において希望された開示の実施の方法と異なる方法を選択することもできます。

開示の実施の方法	
①窓口における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付、○による複写
②写しの送付	準備に要する日数____日、送付に要する費用¥_____

5 「本件連絡先」

担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

## 記載要領

### 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

### 2 「開示をしないこととした理由」

開示をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する不開示理由は全て提示する。

なお、不開示とする理由及びその記載例は、次のとおり。

#### (1) 不開示に該当する場合

例：開示請求のあった保有個人情報は、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第3号イに該当し、開示することにより、株式会社〇〇の競争上の地位を害するおそれがあるため、不開示とした。

#### (2) 不存在の場合

例：開示請求のあった保有個人情報は、〇〇〇年〇〇月〇〇日に文書保存期間（〇〇年）が経過したので廃棄したため、不開示とした。

#### (3) 「保有個人情報開示請求書」に形式上の不備がある場合

例：開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がなされていないことから不開示とした。

#### (4) 存否応答拒否をする場合

例：開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えることにより、他国との交渉上不利を被るおそれがあると認められることから、個人情報の保護に関する法律第81条の規定により開示請求を拒否する。

### 3 「本件連絡先」

担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の開示決定等に係る期限の延長について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

## 記載要領

**1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」**

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

**2 「延長後の期限」**

開示請求に対する処分（開示決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、「〇〇年〇〇月〇〇日」と具体的に記載する。

**3 「延長の理由」**

開示決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。

**4 「本件連絡先」**

担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

※ この記載要領は、別記様式第18号及び別記様式第27号について準用する。

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の開示決定等に係る期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、年 月 日までに開示決定等をする予定です。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話：  
F A X：  
e-mail：

## 記載要領

### 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

### 2 「個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由」

個人情報の保護に関する法律第84条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とされていることに鑑み、同条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。

### 3 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」

最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全ての部分について開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「〇〇〇年〇〇月〇〇日」と具体的に記載する。

### 4 「本件連絡先」

担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

※ この記載要領は、別記様式第19号及び別記様式第28号について準用する。



殿

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・保有個人情報開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>  
筑波大学電話：  
FAX：  
e-mail：

## 記載要領

### 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

### 2 「開示請求者氏名等」

開示請求者の氏名、住所又は居所、連絡先等移送するに当たって必要な次の事項を記載する。

#### (1) 氏名

開示請求者の氏名を記載する。法定代理人（未成年者又は成年被後見人である場合に限り  
ます。）又は本人の委任による代理人（任意代理人）からの請求にあつては、法定代理人又  
は任意代理人の氏名を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名につい  
ても記載する。

#### (2) 住所又は居所

開示請求者の住所又は居所を記載する。法定代理人又は任意代理人からの請求にあつては、  
法定代理人又は任意代理人の住所又は居所を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情  
報の本人の住所又は居所についても記載する。

#### (3) 連絡先

連絡先については、開示請求者と連絡の取れる電話番号、e-mailアドレス等を記載する。

### 3 「添付資料等」

添付資料としては、「保有個人情報開示請求書」の写し（複写したもの）、移送前に行った開  
示請求者とのやりとりの状況の概要等参考となる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。

### 4 「備考」

開示請求の移送を複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨を記載する。

### 5 「本件連絡先」

本件についての照会に対応する担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

※ この記載要領は、別記様式第20号について準用する。

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等  (連絡先) 担当課室名： 担当者名：  所在地：  電話番号：

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話：  
F A X：  
e-mail：

## 記載要領

### 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

### 2 「移送をした日」

事案を移送した年月日を記載する。

### 3 「移送の理由」

事案を移送した理由を記載する。記載例は、次のとおり。

例：開示請求に係る保有個人情報が独立行政法人〇〇（〇〇省〇〇局〇〇〇課）から提供されたものであるため。

：開示請求に係る保有個人情報は独立行政法人〇〇（〇〇省〇〇局〇〇〇課）の事務・事業に係るものであり、同課の判断に委ねた方が適当であると判断したため。

### 4 「移送先の行政機関の長」

移送先の行政機関の長等並びに担当課室名、担当者名、所在地及び電話番号を記載する。

また、移送先が複数の場合には、移送先のそれぞれの行政機関の長等についても、同様に記載する。

### 5 「本件連絡先」

他の行政機関の長等に移送通知を行った担当課名、担当者名及び連絡先を記載する。

※ この記載要領は、別記様式第21号について準用する。

様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書のご提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（担当課名）  （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話：  
F A X：  
e-mail：

様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書のご提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>  
筑波大学電 話:  
F A X:  
e-mail:

## 記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「開示請求の年月日」

開示請求が行われた年月日を記載する。

3 「個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由」(別記様式第10号のみ)

個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分について、該当する□にレ点を記入する。

また、適用理由について簡潔に記載する。

4 「開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容」

開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように配慮しつつ、第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する。

5 「意見書の提出先」

開示請求に係る担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

6 「意見書の提出期限」

意見書の提出期限を記載する。

7 「本件連絡先」

意見書の書き方等についての問合せ先を記載する。記載事項としては、担当課名、担当名及び連絡先を記載する。

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

国立大学法人筑波大学 殿

(ふりがな)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつてはその団体の代表者名)

住所又は居所 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつてはその主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障 (不利益) がある部分  (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:



**1 「開示に関する意見」**

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、「(1) 支障(不利益)がある部分」及び「(2) 支障(不利益)の具体的理由」について記載してください。

**2 「連絡先」**

この意見書について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

**3 本件連絡先**

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

様

国立大学法人筑波大学

## 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

## 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:

F A X:

e-mail:

## 記載要領

### 1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

### 2 「開示することとした理由」

第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量的開示が必要と判断した理由を記載する。なお、本欄には、反対意見書を提出した当該第三者に係る部分のみの記載で足りる。

### 3 「開示決定をした日」

国立大学法人筑波大学において保有個人情報の開示を決定した年月日を記載する。

### 4 「開示を実施する日」

開示を実施することが見込まれる年月日を記載する。

### 5 「本件連絡先」

担当課名、担当名及び連絡先について記載する。

### 保有個人情報の開示の実施方法等申出書

国立大学法人筑波大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

#### 記

1 「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」の文書番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施の方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ( _____ )
		(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ( _____ )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 \_\_\_\_\_ 円  
無 \_\_\_\_\_ 〕

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:

F A X:

e-mail:

## 保有個人情報訂正請求書

国立大学法人筑波大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この別記様式において「法」という。）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」 の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

## 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人（未成年者又は成年被後見人である場合に限ります。）又は本人の委任による代理人（任意代理人）による訂正請求の場合には、法定代理人又は任意代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた年月日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、法により保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、この請求書に添付して提出してください。

## 5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 窓口への来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合は、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）。ただし、個人番号通知カードは不可。）、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかが分からない場合や本人確認書類の提出ができない場合は、窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

### (2) 送付による訂正請求の場合

「保有個人情報訂正請求書」を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合は、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。)を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合は、法定代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。)を提出してください。

任意代理人が訂正請求をする場合は、任意代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。)を提出してください。

## 委任状

(訂正請求用)

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 次の①又は②のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。



様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

&lt;本件連絡先&gt;

筑波大学

電 話:

FAX:

e-mail:

## 記載要領

### 1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

### 2 「訂正をしないこととした理由」

訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、具体的かつ簡潔に記載する。

### 3 「本件連絡先」

担当課名、担当名及び連絡先について記載する。

※ この記載要領は、別記様式第 26 号について準用する。

第 号  
年 月 日

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の訂正決定等に係る期限の延長について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の訂正決定等に係る期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
FAX:  
e-mail:

殿

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先：  （ 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____             ）
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有個人情報訂正請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話：  
F A X：  
e-mail：

様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

## 記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等  (連絡先) 担当課室名： 担当者名：  所在地：  電話番号：
備考	

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話：  
F A X：  
e-mail：

様

国立大学法人筑波大学

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（あなた、貴社等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 7 条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:

F A X:

e-mail:



## 保有個人情報利用停止請求書

国立大学法人筑波大学 殿

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ )

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この別記様式において「法」という。）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

## 記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )

## 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人（未成年者又は成年被後見人である場合に限ります。）又は本人の委任による代理人（任意代理人）による開示請求の場合には、法定代理人又は任意代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた年月日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは、次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

- ・ 「法第98条第1項第1号該当」には、保有個人情報が法第18条の規定（利用目的による制限）若しくは法第19条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われている、又は法第20条の規定（適正な取得）に違反して取得されたものであると考えるときに、にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれか該当するにレ点を記入してください。
- ・ 「法第98条第1項第2号該当」には、保有個人情報が法第27条第1項又は第28条の規定（第三者提供の制限）に違反して提供されていると考えるときに、にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

利用停止請求の理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、この請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 窓口への来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合は、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注））。ただし、個人番号通知カードは不

可。)、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのかが分からない場合や本人確認書類の提出ができない場合は、窓口で事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

「保有個人情報利用停止請求書」を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合は、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。)を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、窓口で事前に相談してください。

(3) 法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合は、法定代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。)を提出してください。

任意代理人が利用停止請求をする場合は、任意代理人自身に係る(1)又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、利用停止請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。)を提出してください。

## 委任状

(利用停止請求用)

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

### 記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 次の①又は②のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の日前30日以内に作成されたものの原本に限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

## 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

様

国立大学法人筑波大学

## 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

## 記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人筑波大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

第 号  
年 月 日

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の利用停止決定等に係る期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:

第 号  
年 月 日

様

国立大学法人筑波大学

保有個人情報の利用停止決定等に係る期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail:



第 号  
年 月 日

## 諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人筑波大学

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等  (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号  (2) 開示決定等をした者  (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知) (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課名、担当者 名及び連絡先	

諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人筑波大学

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等  (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号  (2) 訂正決定等をした者  (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課名、担当者 名及び連絡先	

## 諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人筑波大学

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等  (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号  (2) 利用停止決定等をした者  (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知) (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課名、担当者 名及び連絡先	

## 記載要領

- 1 2の「(開示決定等の種類)」「(訂正決定等の種類)」「(利用停止決定等の種類)」については、該当する開示決定等(訂正決定等、利用停止決定等)の□にレ点を記入すること。  
また、別記様式第29号の別紙については、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78第1項条各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。
- 2 4の「諮問の理由」については、例えば、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」(別記様式第29号の別紙のみ)、「原処分維持が適当と考えるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
- 3 6の「その他参考資料」とは、例えば、訂正請求又は利用停止請求の対象となった保有個人情報記録された法人文書の写し、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や審査請求人から訂正請求又は利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合の当該根拠資料、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面等である。
- 4 公印の押印を省略することができる。なお、省略する場合は、文書の名義者名の下に、「(公印省略)」と記載すること。

## 諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人筑波大学

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づく開示請求〔第90条の規定に基づく訂正請求、第98条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。



(別紙)

1 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示請求 [訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の日付、記号番号等 (2) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の宛先
3 補正に要した日数及び開示決定 [訂正決定、利用停止決定] の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 [保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課名、担当者名及び連絡先	

## 記載要領

- 1 本文中の「第76条の規定に基づく開示請求〔第90条の規定に基づく訂正請求、第98条の規定に基づく利用停止請求〕」  
「第76条の規定に基づく開示請求」、「第90条の規定に基づく訂正請求」又は「第98条の規定に基づく利用停止請求」のいずれかを選択の上、記載する。
- 2 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」  
項目名については、「開示請求」、「訂正請求」又は「利用停止請求」のいずれかを選択の上、記載する。また、内容については、当該請求に係る保有個人情報の名称を記載する。
- 3 2の審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕  
項目名並びに(1)及び(2)については、「開示請求」、「訂正請求」又は「利用停止請求」のいずれかを選択の上、記載する。
- 4 3の「補正に要した日数及び開示決定〔訂正決定、利用停止決定〕の期限」  
項目名については、「開示決定」、「訂正決定」又は「利用停止決定」のいずれかを選択の上、記載する。また、内容については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定による期限の延長を行った場合には開示決定等の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を、それぞれ記載する。
- 5 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載する。  
(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下この別記様式において同じ。
- 6 7の①の「保有個人情報開示請求書〔保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書〕」  
「保有個人情報開示請求書」、「保有個人情報訂正請求書」又は「保有個人情報利用停止請求書」のいずれかを選択の上、記載する。
- 7 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合は、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記載する。
- 8 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定の期限に係る通知の写し等である。
- 9 公印の押印を省略することができる。なお、省略する場合は、文書の名義者名の下に、「(公印省略)」と記載する。

第 号  
年 月 日

様

国立大学法人筑波大学

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

年 月 日付けの国立大学法人筑波大学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:

F A X:

e-mail:

様

国立大学法人筑波大学

審査請求に対する裁決通知書

年 月 日付けで審査請求のありました件については、下記のとおり裁決したので、通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に対する裁決	
3 審査請求に対する裁決 の理由	

裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6月以内に、国立大学法人筑波大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には、この裁決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>  
筑波大学

電 話:  
F A X:  
e-mail: